

袖ヶ浦市議会議員及び袖ヶ浦市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する規程新旧対照表

改正後	現 行
様式第10号 別紙のとおり	様式第10号 別紙のとおり
様式第14号 別紙のとおり	様式第14号 別紙のとおり
様式第15号 別紙のとおり	様式第15号 別紙のとおり

様式第10号（第5条関係）

（表）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

記

運送等契約区分 （該当する番号に○ をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との契約によ る場合（ハイヤー・タ クシー方式）	2 左に掲げる場合 以外の場合（レン タル方式）	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 代 表 者		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

注 裏面の備考を参照してください。

(裏)

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	64,500円
(ハイヤー・タクシー方式)	
(2) (1)以外の契約による場合	<u>15,800円</u>
(レンタル方式)	
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

様式第 1 4 号 (第 5 条関係)

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日
 年 月 日執行 選挙
 候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は 名称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 代 表 者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 4 1 人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚 数

当該選挙区のポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円}6\text{銭}}{\text{ポスター掲示場数}} \times \text{ポスター掲示場数} = \text{単価}$$

(1 円未満の端数は切上げ)

単価 × 確認された枚数 = 限度額

金 円 請 求 書

ただし、 年 月 日執行の 選挙における

候補者 の (A)

として上記のとおり請求します。（内訳は別紙請求内訳書のとおり）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

氏名又は法人の名称 _____
法人の場合代表者氏名 _____
住 所 _____

振込希望金融機関 _____ 銀行 _____ 支店 _____ 普通
No. _____ 当座

ふりがな
口座名義人 _____

備考

- 1 (A) 欄の記入及び添付書類について
 - (1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担
 - ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー方式）

(A)に「選挙運動用自動車の使用公費負担分」と記載し、①請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）、②選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付すること。
 - イ 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合（レンタル方式）

(A)に「選挙運動用自動車の使用公費負担分」と記載し、①請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）、②選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付すること。
 - (2) 燃料代の公費負担

(A)に「燃料代公費負担分」と記載し、①請求内訳書（燃料代）、②選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、③選挙運動用自動車燃料代確認書、④給油伝票の写しを添付すること。
 - (3) 運転手の報酬の公費負担

(A)に「運転手の報酬公費負担分」と記載し、①請求内訳書（運転手）、②選挙運動用自動車使用証明書（運転手）を添付すること。
 - (4) 選挙運動用ビラの作成の公費負担

(A)に「選挙運動用ビラの作成費公費負担分」と記載し、①請求内訳書（ビラ）、②選挙運動用ビラ作成証明書、③選挙運動用ビラ作成枚数確認書を添付すること。
 - (5) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

(A)に「選挙運動用ポスターの作成費公費負担分」と記載し、①請求内訳書（ポスター）、②選挙運動用ポスター作成証明書、③選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添付すること。
- 2 この請求書は、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 4 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」範囲内に限られています。
- 5 契約業者等の代表者が提出する場合にあっては本人であることを確認できる書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人本人であることを確認できる書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

その1

請求内訳書 (ハイヤー・タクシー方式) (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合)				
使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
年 月 日	円×1台= 円	円×1台= 円	円	
計				

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求内訳書（レンタル方式）（自動車の借り入れ） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）				
使用年月日	借入れ金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その3

請求内訳書（レンタル方式）（燃料代） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）					
販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
年 月 日		円× 1 = 円	/	/	
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」（計）欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

その4

請求内訳書（レンタル方式）（運転手） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）				
雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その5

請求内訳書 (ビラ)

(契約金額) 印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 2 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その6

請求内訳書 (ポスター)

ポスター 掲示場数	(契約金額)印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 「ポスター掲示場数」欄には、「選挙運動用ポスター作成証明書」の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{310,500\text{円} + 525\text{円}6\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$

3 (E) 欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

様式第10号（第5条関係）

（表）

選挙運動用自動車使用証明書（自動車）

次のとおり選挙運動用自動車を使用したものであることを証明します。

年 月 日

年 月 日執行 選挙

候補者氏名

記

運送等契約区分 （該当する番号に○ をしてください。）	1 一般乗用旅客自動車運 送事業者との契約によ る場合（ハイヤー・タ クシー方式）	2 左に掲げる場合 以外の場合（レン タル方式）	
運送事業者等の氏名又は名 称及び住所並びに法人にあ ってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 代 表 者		
車種及び自動車登録番号 又は車両番号	運送等年月日	運送等金額	備 考
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	
	年 月 日	円	

注 裏面の備考を参照してください。

(裏)

備考

- 1 この証明書は、使用の実績に基づいて、運送事業者等ごとに別々に作成し、候補者から運送事業者等に提出してください。
- 2 運送事業者等が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、運送事業者等は、市に支払を請求することはできません。
- 4 公費負担の限度額は、選挙運動用自動車1台につき1日当たり次の金額までです。

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約による場合	
(ハイヤー・タクシー方式)	64,500円
(2) (1)以外の契約による場合	<u>16,100円</u>
(レンタル方式)	
- 5 同一の日において一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約(「運送等契約区分」欄の1)とそれ以外の契約(「運送等契約区分」欄の2)とのいずれもが締結された場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する一の契約に限られていますので、その指定をした一の契約のみについて記載してください。
- 6 同一の日において一般乗用自動車運送事業者との運送契約又はそれ以外の契約により2台以上の選挙運動用自動車を使用される場合には、公費負担の対象となるのは候補者の指定する1台に限られていますので、その指定した1台のみについて記載してください。
- 7 5の場合には候補者の指定した契約以外の契約及び6の場合には候補者の指定した選挙運動用自動車以外の選挙運動用自動車については、市に支払を請求することはできません。

様式第14号（第5条関係）

選挙運動用ポスター作成証明書

次のとおり選挙運動用ポスターを作成したものであることを証明します。

年 月 日
 年 月 日執行 選挙
 候補者氏名

記

ポスター作成業者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	氏名又は名称 住 所 代 表 者
作 成 枚 数	枚
作 成 金 額	円
ポ ス タ ー 掲 示 場 数	

備考

- 1 この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに別々に作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。
- 2 ポスター作成業者が市に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- 3 この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、市に支払を請求することはできません。
- 4 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数

当該選挙区のポスター掲示場数に相当する枚数

(2) 限度額

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円} \times 31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価}$$

(1円未満の端数は切上げ)

単価 × 確認された枚数 = 限度額

金 円 請 求 書

ただし、 年 月 日執行の 選挙における

候補者 の (A)

として上記のとおり請求します。（内訳は別紙請求内訳書のとおり）

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

氏名又は法人の名称 _____
 法人の場合代表者氏名 _____
 住 所 _____

振込希望金融機関 _____ 銀行 _____ 支店 _____ 普通
 No. _____ 当座

ふりがな
 口座名義人 _____

備考

- 1 (A) 欄の記入及び添付書類について
 - (1) 選挙運動用自動車の使用の公費負担
 - ア 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約による場合（ハイヤー・タクシー方式）

(A)に「選挙運動用自動車の使用公費負担分」と記載し、①請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）、②選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付すること。
 - イ 一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約による場合（レンタル方式）

(A)に「選挙運動用自動車の使用公費負担分」と記載し、①請求内訳書（一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）、②選挙運動用自動車使用証明書（自動車）を添付すること。
 - (2) 燃料代の公費負担

(A)に「燃料代公費負担分」と記載し、①請求内訳書（燃料代）、②選挙運動用自動車使用証明書（燃料）、③選挙運動用自動車燃料代確認書、④給油伝票の写しを添付すること。
 - (3) 運転手の報酬の公費負担

(A)に「運転手の報酬公費負担分」と記載し、①請求内訳書（運転手）、②選挙運動用自動車使用証明書（運転手）を添付すること。
 - (4) 選挙運動用ビラの作成の公費負担

(A)に「選挙運動用ビラの作成費公費負担分」と記載し、①請求内訳書（ビラ）、②選挙運動用ビラ作成証明書、③選挙運動用ビラ作成枚数確認書を添付すること。
 - (5) 選挙運動用ポスターの作成の公費負担

(A)に「選挙運動用ポスターの作成費公費負担分」と記載し、①請求内訳書（ポスター）、②選挙運動用ポスター作成証明書、③選挙運動用ポスター作成枚数確認書を添付すること。
- 2 この請求書は、選挙の期日後速やかに提出してください。
- 3 候補者が供託物を没収された場合には、市に支払を請求することはできません。
- 4 燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」範囲内に限られています。
- 5 契約業者等の代表者が提出する場合にあっては本人であることを確認できる書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人本人であることを確認できる書類の提示又は提出を行ってください。ただし、契約業者等の代表者の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

その1

請求内訳書（ハイヤー・タクシー方式） （一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約により自動車を使用した場合）				
使用年月日	運送金額 (ア)	基準限度額 (イ)	請求金額	備考
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
計				

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その2

請求内訳書（レンタル方式）（自動車の借り入れ） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）				
使用年月日	借入れ金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
年 月 日	円×1台＝ 円	円×1台＝ 円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その3

請求内訳書（レンタル方式）（燃料代） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）					
販売年月日	燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号	販売金額（ア）	基準限度額（イ）	請求金額	備考
年 月 日		円× 1 = 円	/	/	
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
年 月 日		円× 1 = 円			
計		円	円	円	

備考

- 「基準限度額」（計）欄には、選挙運動用自動車燃料代確認書に記載された額の合計を記載してください。
- 「請求金額」欄には、（ア）の（計）欄又は（イ）の（計）欄のうちいずれか少ない方の額を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄には、契約届出書に記載された選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号を記載してください。
- 「燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号又は車両番号」欄及び「（ア）」欄は、燃料の供給を受けた日ごとに記載してください。

その4

請求内訳書（レンタル方式）（運転手） （一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合）				
雇 用 年 月 日	報 酬 (ア)	基 準 限 度 額 (イ)	請 求 金 額	備 考
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
年 月 日	円	円	円	
計			円	

備考 「請求金額」欄には、(ア) 又は (イ) のうちいずれか少ない方の額を記載してください。

その5

請求内訳書 (ビラ)

(契約金額) 印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

- 1 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- 2 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

その6

請求内訳書 (ポスター)

ポスター 掲示場数	(契約金額)印刷金額			基準限度額			請求金額			備考
	単価 (A)	枚数 (B)	金額 (A) × (B) = (C)	単価 (D)	枚数 (E)	金額 (D) × (E) = (F)	単価 (G)	枚数 (H)	金額 (G) × (H) = (I)	
箇所	円	枚	円	円	枚	円	円	枚	円	

備考

1 「ポスター掲示場数」欄には、「選挙運動用ポスター作成証明書」の「ポスター掲示場数」欄に記載されたポスター掲示場数を記載してください。

2 (D) 欄には、次により算出した額を記載してください。

$$\frac{316,250\text{円} + 541\text{円} \times 31\text{銭} \times \text{ポスター掲示場数}}{\text{ポスター掲示場数}} = \text{単価 (1円未満の端数は切上げ)}$$

3 (E) 欄には、選挙運動用ポスター作成枚数確認書により確認された作成枚数を記載してください。

4 (G) 欄には、(A) 欄と (D) 欄とを比較して少ない方の額を記載してください。

5 (H) 欄には、(B) 欄と (E) 欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。